

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項に基づき、公立大学法人北九州市立大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、事務局及び主要な部局等の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、公立大学法人北九州市立大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成20年6月12日

公立大学法人北九州市立大学

監事 眞 鶴 雄 

監事 清 原 雅 孝 